

物品購入契約書

- 1 件 名 学校給食用備品の購入
- 2 納入物品 別記2「納入物品一覧」のとおり
- 3 納入期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- 4 納入場所 香芝市立下田小学校、香芝市立二上小学校、香芝市立三和小学校、香芝市立鎌田小学校、香芝市立真美ヶ丘東小学校、香芝市立真美ヶ丘西小学校、香芝市立三和幼稚園及び香芝市立認定こども園鎌田幼稚園
- 5 契約金額 金 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円
- 6 契約保証金

上記について、発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市長 三橋和史

受注者 住所
〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書及び仕様書等（仕様書、図面、見本又は発注者の指示を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令及び香芝市の条例等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約書に記載の納入物品（以下「物品」という。）をこの契約書に記載の納入期間（以下「納入期間」という。）内に発注者が指定する場所に納入しなければならない。

3 受注者は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

4 発注者は、物品の納入後において、別記2「納入物品一覧」に記載した物品の額の合計額に、消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を加えた額を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他の法令等に定めるもののほか、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の規定による契約の内容の変更に伴い、契約金額又は納入期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

3 この契約の締結後、物品の市場価格に著しい変動があった場合は、その実情に応じて発注者及び受注者が協議の上、契約金額を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第6条 発注者は、受注者が第1条第2項の規定により物品を納入し、又は同条第3項の規定により履行を完了したときは、その日から起算して10日以内に受注者立会いの上検査を行い、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとする。

2 検査に必要な費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、毀損し、又は破壊したものを現状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合において、受注者は速やかに検査を行い、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(危険負担)

第7条 物品納入前に生じた物品の滅失、毀損その他一切の損害は、発注者の責めに帰すべき事由がある場合を除き受注者の負担とし、物品納入後に生じたこれらの損害は、受注者の責めに帰すべき事由がある場合を除き発注者の負担とする。

(契約代金の支払)

第8条 受注者は、第6条第1項又は第3項の検査に合格し、物品の納入をしたときは、契約代金（以下「代金」という。）の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、納入を受けた物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）であるときは、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求すること（以下「追完請求」という。）ができる。

2 発注者は、追完請求に代え、又は追完請求と共に、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、契約不適合であることが受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害賠償の請求をすることができない。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求すること（以下「代金減額請求」という。）ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下「請求等」という。）は、物品の納入の日から1年が経過する日までに行わなければならない。ただし、契約不適合であることが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求等のできる期間は、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

5 発注者が、前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合であることを知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知をした日から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

(履行遅滞における損害金等)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期間内に物品を納入することができない場合は、発注者は、受注者に対して、契約金額から既納部分に対する相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣

が決定する率により計算した額の損害金の支払を請求することができる。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第8条第2項の規定による代金の支払が遅延した場合は、受注者は、発注者に対して、未受領の代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の契約解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により納入期間内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、当該違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等、物品及び役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下このアにおいて同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約、再委託契約、資材及び原材料の購入契約その他の契約（キにおいて「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 下請契約等に当たり、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金額から既納部分に対する相当額を控除した額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払

わなければならない。

- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
(談合等不正行為による解除)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。次号及び第3号において「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令をしたとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。
(受注者の解除権)

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、当該違反により物品を納入することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による契約の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(損害賠償の予定)

第14条 受注者は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品納入完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の損害賠償金については、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
(履行の保証)

第15条 受注者は、契約不履行があつた場合、又は契約の履行が不可能になった場合に、契約を履行するため、発注者が指定する者において業務を履行させなければならない。ただし、その場合においても受注者の義務は、免責されるものではない。

(合意管轄)

第16条 この契約に関して当事者間で訴訟等が生じた場合は、奈良地方裁判所葛城支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議の上、定める。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、及び発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（第13条において「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、仕様書に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報
が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、及び複製してはならない。

(再委託における条件)

第10条 受注者は、発注者の承諾を得た場合に限り、この契約による事務の一部を第三
者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の子会社をいう。)
である場合を含む。)に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場
合も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するも
のとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再
委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及
び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなけ
ればならない。

(2) 前号の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守さ
せるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を
負うものとする。

(3) 受注者は、再委託先に対してこの業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管
理監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理監督の状況を報告しなければならない。

(4) 前号の場合において、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務
の履行状況を管理監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければな
らない。

(資料等の返還等)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又
は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報(記録された資料等)を、この契約の
完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指
示したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要が
なくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

第12条 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況
及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは
資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、
拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13条 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は
生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再
発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。